

# 令和5年度保険料率について

## 1. 医療分の令和5年度平均保険料率

### (1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

### (2) 協会としての対応

#### ① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

#### ② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

## 11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないかと。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇することしか示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

## 11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については、10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コーポヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

## 11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。

今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。

- 令和5年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。

今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。

今後の議論を統合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということ認識した上で議論していくことが大事である。

# 令和5年度保険料率について (支部評議会における意見)

令和4年10月に開催した各支部評議会から提出された「令和5年度保険料率に関する評議会における意見」の概要は次のとおりです。

意見の提出なし

0支部 (2支部)

※ ( ) 内は去年の支部数

意見の提出あり

47支部 (45支部)

① 平均保険料10%を維持するべきという支部

39支部 (31支部)

② ①と③の両方の意見のある支部

7支部 (10支部)

③ 引き下げるべきという支部

1支部 (4支部)

(保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし)

①「平均保険料10%を維持すべき」との意見  
39支部から一部抜粋(2支部)

令和4年10月27日

令和4年10月28日

令和5年度保険料率に関する評議会における意見（北海道支部）

令和5年度保険料率に関する評議会における意見（福島支部）

(令和4年10月27日開催 北海道支部評議会)

(令和4年10月20日開催 福島支部評議会)

【評議会の意見】

- ・ 評議会としての意見集約はなし。
- ・ 平均10%維持でやむを得ないという意見が多数であった。

【評議会の意見】

- ・ 保険料率10%維持は異論なし。

【評議員の個別意見（平均保険料率）】

(事業主代表)

- ・ 中小企業の代表として意見を述べたい。コロナが終息せず、ロシア情勢による資材や燃料の高騰、円安による物価高など問題が多い中、経営者として経費が膨らむ一方である。その経費を軽減するためにも料率が上がらない方向で進めてほしい。
- ・ 商工会連合会に加入している経営者も事業所の経済的負担の問題を多く抱えている。料率の軽減が望ましいが、収支差が赤字に転じる試算が出ている以上、現状維持はやむを得ないとする。現状維持もしくは料率軽減がなされるよう、評議会でも議論を深めていきたい。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ・ 賃金上昇率の見通しは立てにくいだが、仮に最も高い0.8%としても2027年には準備金を取り崩さなければならないシミュレーションの中で考えると、長期に渡り安定的に運営するためには保険料率10%を維持するのは妥当ではないか。

(事業主代表)

- ・ 保険料率10%を維持した場合であっても準備金を取り崩さなければならない時が来るとのシミュレーションを見ると、このまま10%維持もやむを得ないのではないかと考える。一方、平均保険料率が下がらない中で、加入者・事業主に還元される「更なる保健事業の充実」は早期発見・早期予防の観点でも良い提案だと感じた。

【評議員の個別意見（5年収支見通しの試算）】

(学識経験者)

- ・ 物価が上がり続けると、一般的には賃金も上昇することが考えられる。今後、賃金が上がれば当面の間は、料率を上げなくても医療費を賄えるという考え方もできるのでは。収支見通しを立てる上で、このような前提も考え方に取り入れることが必要なのでは。

(被保険者代表)

- ・ 物価の上昇や社会保険の適用拡大による保険料の負担増加でますます苦しい状況であるが、協会けんぽの健全な運営は、加入者にとっても重要であることから、保険料率10%維持が妥当と考える。

②「平均保険料10%を維持と引き下げるべき」  
両方の意見がある7支部から一部抜粋

令和4年10月27日

令和5年度保険料率に関する評議会における意見（滋賀支部）

（令和4年10月21日開催 滋賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 中長期的に安定した財政運営を行うためには平均保険料率 10%維持はやむを得ないという意見がある一方、昨今のコロナ禍で厳しい状況にある中小企業・加入者のことを踏まえると、保険料率の引き下げも検討すべきとの意見もあった。
- ・ 保険料率変更の時期は、例年通り4月納付分（3月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 昨今の情勢は、県内の中小企業にも影響を与えており、少しでも負担を軽減すべきとの考えもある一方、一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げなければならないことを考慮すると、10%を維持しながら健康づくりの取り組みを強化して医療費を抑えていくという考えもある。
- ・ 新型インフルエンザの流行等の突発的事態に備えるために法定準備金が健康保険法に定められた経緯、コロナ禍における厳しい雇用情勢・被保険者の生活実態を踏まえて、準備金の取り崩し、国庫補助率の引き上げにより、保険料率の引き下げの可能性を検討する必要がある。

（事業主代表）

- ・ 中長期的な財政運営を考える必要はあるが、今の厳しい状況に鑑みて保険料率を一旦見直すなど、事業主負担の軽減についても考慮してほしい。
- ・ 直近の準備金残高が5.2か月分まで積み上がる中、今後の見通しでも、すぐには準備金が枯渇しない状況を踏まえると、一度、保険料率を引き下げて、景気の状況等に依りてもう一度10%に戻すなど、柔軟な対応も必要ではないか。

（被保険者代表）

- ・ 引き下げと言うのは簡単だが、今後の収支見通しを踏まえると、保険料率を一旦引き下げたとしても、すぐに引き上げなければならない。その時のインパクトの大きさを考えると、できるだけ長く10%を維持すべきと考える。

③「平均保険料率10%を引き下げるべき」との意見  
1支部

令和4年10月27日

令和5年度保険料率に関する評議会における意見（佐賀支部）

（令和4年10月26日開催 佐賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 別紙『令和5年度保険料率の変更に関する意見(佐賀支部評議会)』参照
- ・ 保険料率の変更時期は4月納付分からで良い。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 現在の社会情勢を鑑みると大幅な賃金上昇は見込めない一方で、医療給付費は年々増加していき、準備金残高が減少することが予想される。抜本的に社会保険制度そのものを見直す時期にあるのではないか。
- ・ 全国一律の保険料率に戻すことについても議論すべきである。
- ・ 佐賀支部評議会でも以前より提言していたシミュレーションの精度について、本部運営委員会においても同様の発言があったことから、引き続き本部に対して意見を上げていく必要がある。

（事業主代表）

- ・ 5年間の収支見通しについて、過去の試算と現状があまりにも乖離しており、シミュレーションが妥当であったのかどうかの検証をしっかりとる必要がある。
- ・ 保険料率の現状・課題として、財政のマイナス要因のみが述べられており、危機感を煽るための資料になっている印象を持たざるを得ない。
- ・ 保険料率の較差は年々拡大していることから、最大と最小の支部間の差を1.0%以内にするなど、都道府県単位保険料率について上限・下限となる保険料率を設定するべきである。
- ・ 中小企業は厳しい状況にある中で、平均保険料率については一度引き下げていただきたい。

（被保険者代表）

- ・ 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る構造は解消されていないことから、県や関係団体とも連携しながら、医療費の引き下げにつながる事業を推進していただきたい。

## 令和5年度保険料率の変更に関する意見

全国健康保険協会の2021（令和3）年度決算では、保険料収入11兆1,280億円に対し、支出10兆8,289億円であり、収支差が2,991億円となった。このため、決算後の準備金に関しては、4兆円を超え4兆3,094億円となり、給付費等でみると昨年の5.0か月分から5.2か月分に積み上がっている。

確かに、令和3年度決算は、前年度と一転して、減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した影響で、収支差が前年度の6,183億円から大幅に減少したところではある。

しかしながら、今回示された令和3年度決算を足元とした収支見通し（2022（令和4）年9月試算）によると、収入面についてより厳しめの前提をおいたケースにおいても、単年度収支が2025年度から赤字に転換する見通しであるものの、2027年度準備金残高は給付費の1か月を優に超える5.0か月分を確保できる見通しと示されている。

新型コロナウイルスの感染が流行して2年半以上経過しているが、コロナ禍による経済状況悪化により中小企業の経営は逼迫しており、佐賀支部の事業主・加入者に対して限界水準である平均保険料率10%を超える保険料負担を求めることは容認できるものではない。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会は、令和5年度に係る保険料率のあり方について次の通り意見を提出するものである。

## 記

- 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない。
- 令和5年度の保険料率に関しては、コロナ禍の長期化もあり、事業主・加入者の負担を軽減するために、平均保険料率を引き下げるべきと考える。また、都道府県単位保険料率を見直し、全国一律の保険料率に戻すことも含めた議論を開始すべきである。
- 制度の見直しに時間がかかるのであれば、少なくとも都道府県単位保険料率に上限と下限を設定し、支部間較差が一定範囲内の料率となるような制度設計に着手すべきである。
- 収支見通しについて一定の前提のもと機械的に試算を行っているが、従来の指標のみではなく、社会情勢等の変化を踏まえた様々な指標を加えた精緻な分析に基づき、平均保険料率のあるべき水準について議論するべきと考える。また、過去の収支見通しの精度についても検証すべきである。
- 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第7条の21第1項）趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

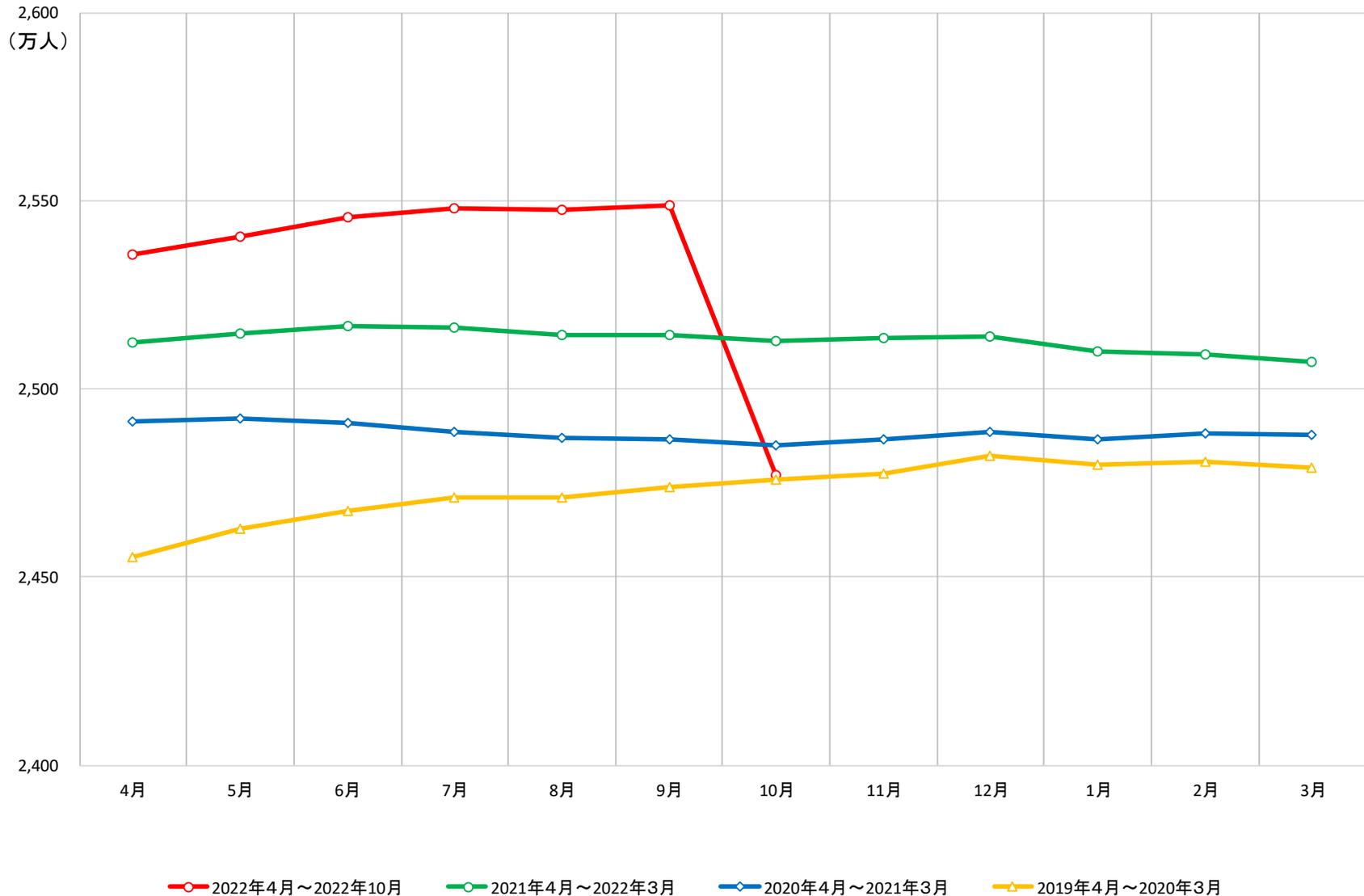
以上

# 令和5年度保険料率について (参考資料)

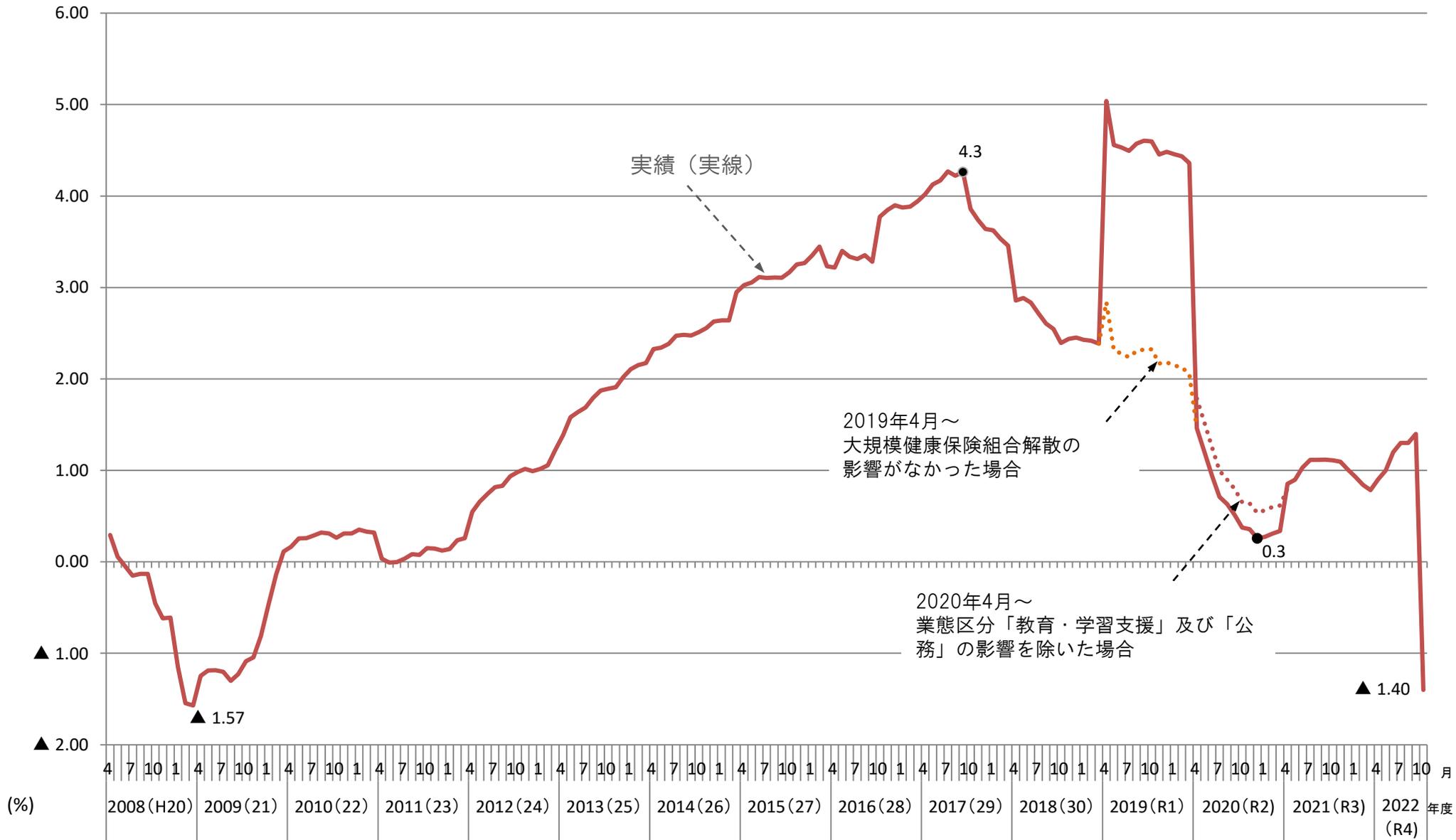
# 協会けんぽの被保険者数の動向

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正による共済組合員資格の適用要件の拡大に伴い、2022年10月は大きく減少した。

被保険者数の推移



# 協会けんぽの被保険者数の対前年同月比伸び率の推移



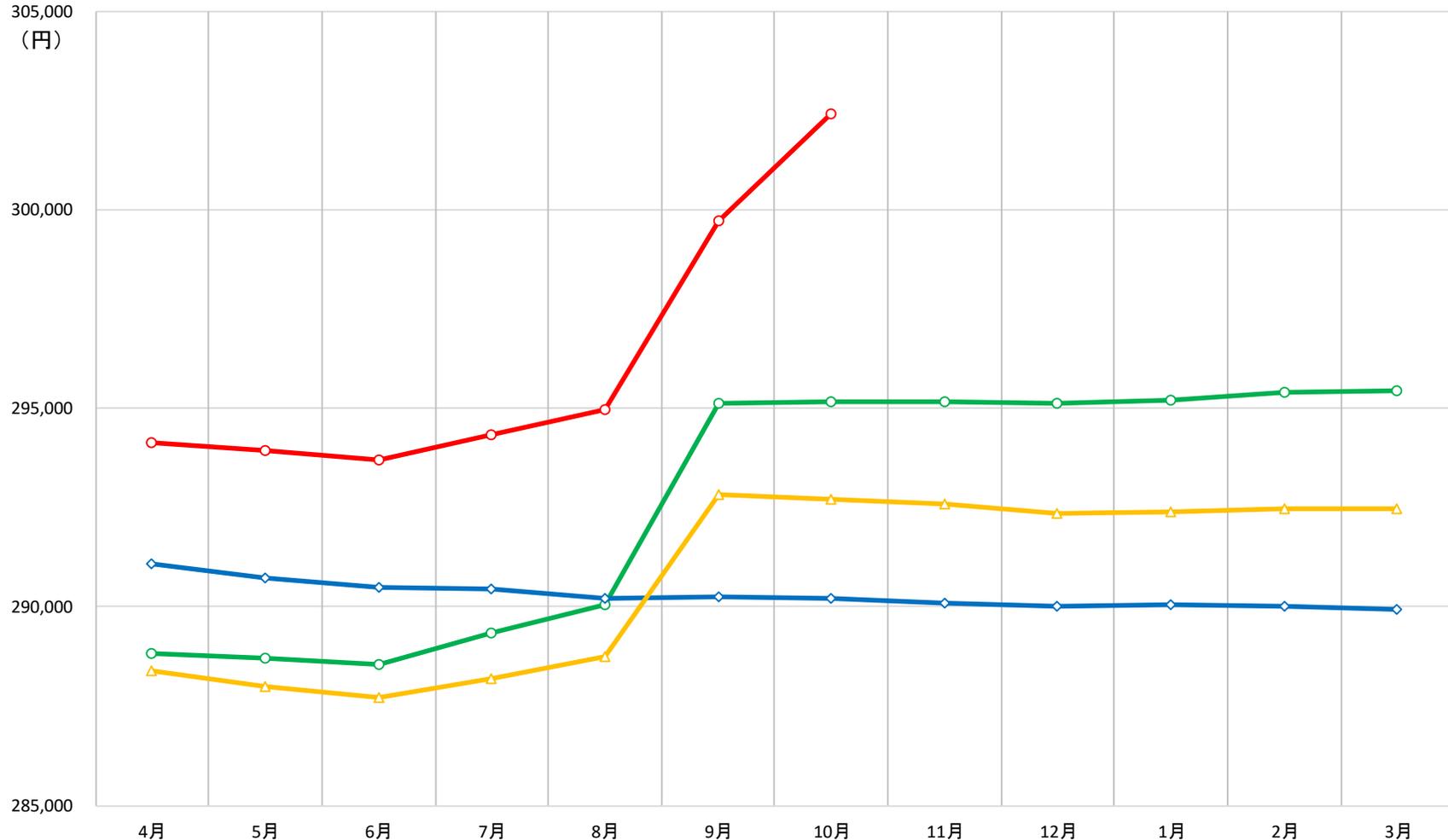
※ 2020年4月の地方公務員法等の改正により、教育機関や行政機関等で勤務する臨時的任用職員等が地方公務員共済組合へ移行した。

※ 2022年10月の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正により、教育機関や行政機関等で勤務する非常勤職員等が共済組合へ移行した。

# 協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

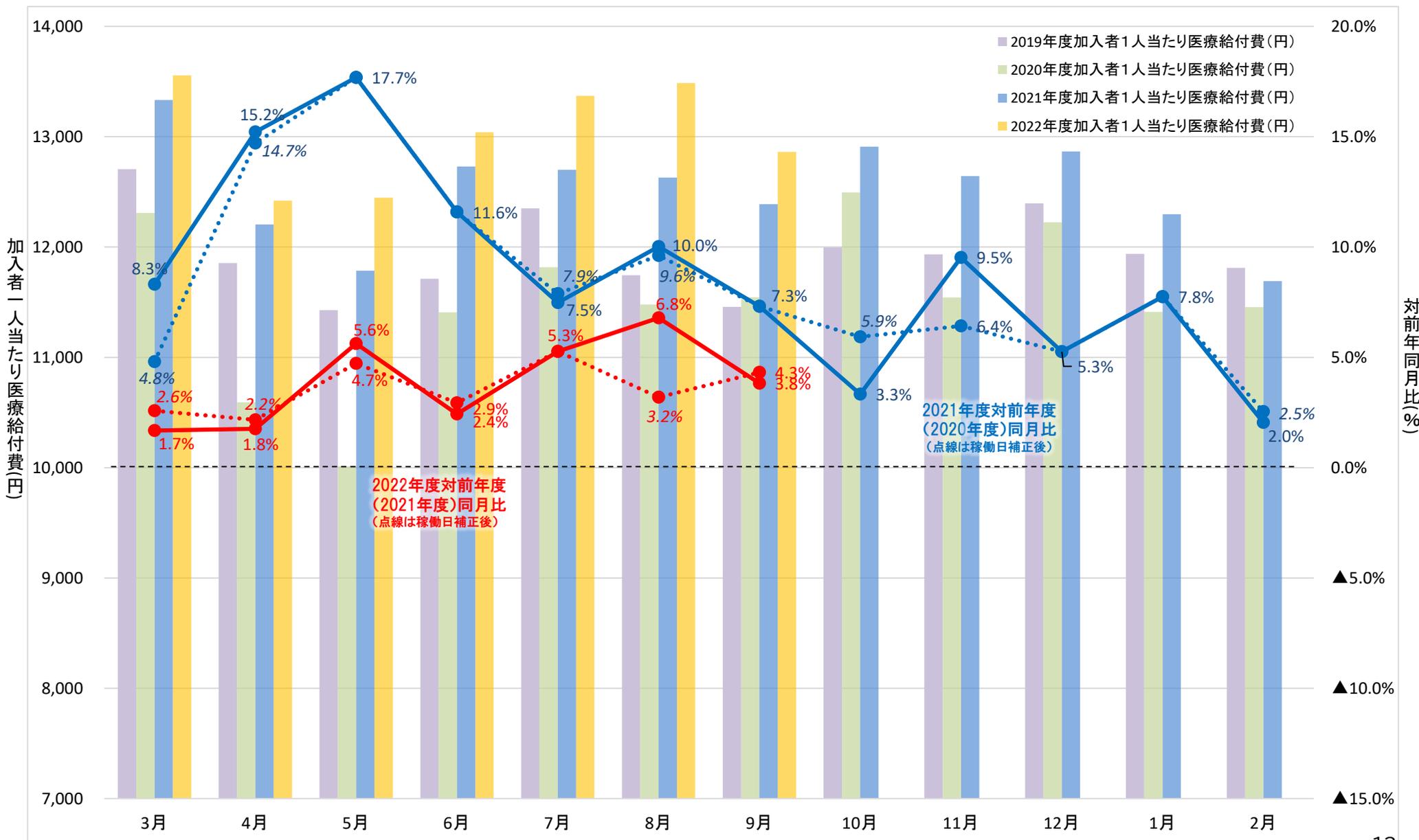
国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正による共済組合員資格の適用要件の拡大に伴い、業態が公務である非常勤職員等が共済組合員となり、2022年10月は大きく上昇した。

平均標準報酬月額の推移



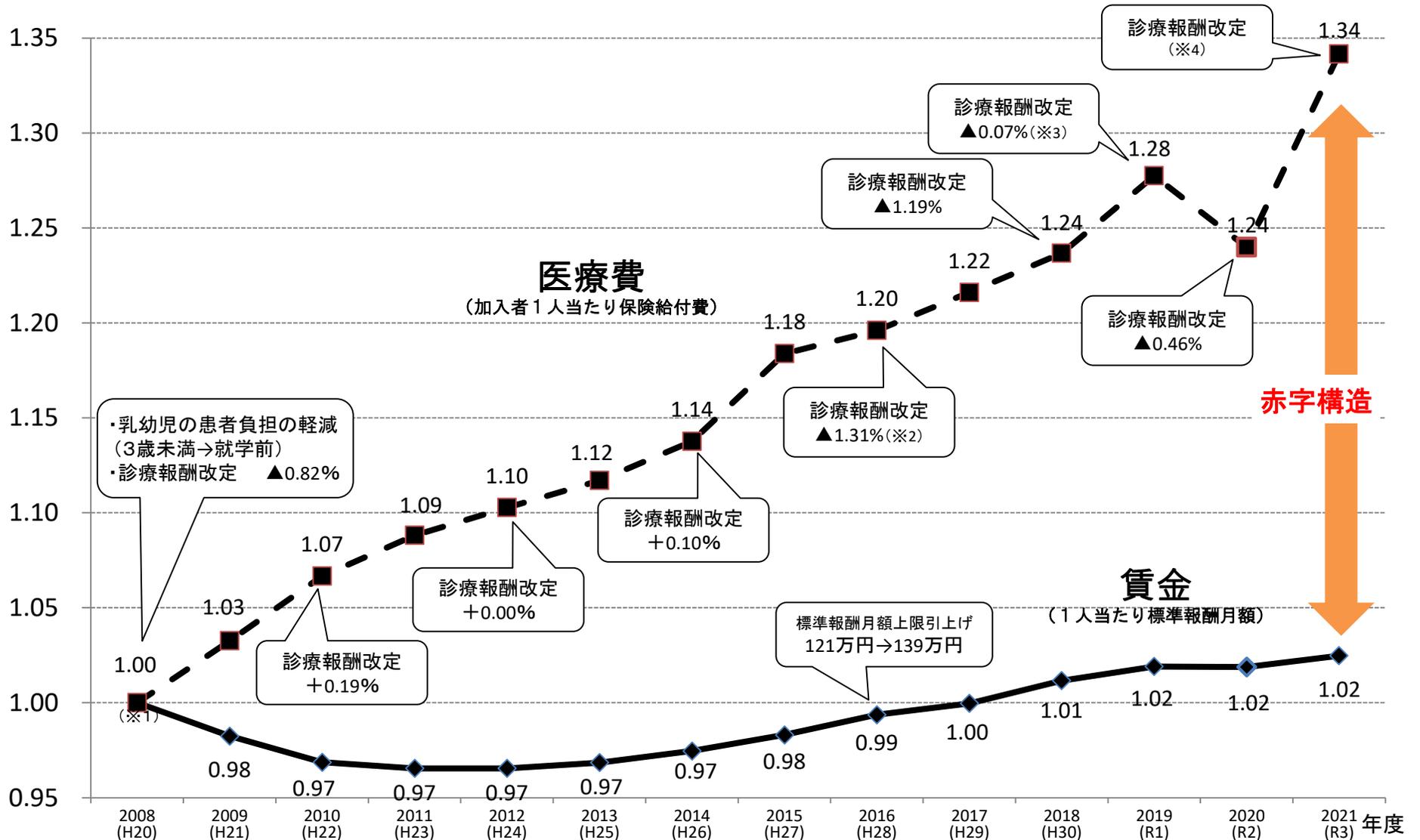
● 2022年4月～2022年10月    ● 2021年4月～2022年3月    ◆ 2020年4月～2021年3月    ▲ 2019年4月～2020年3月

# 協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移



# 協会けんぽの保険財政の傾向

近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造

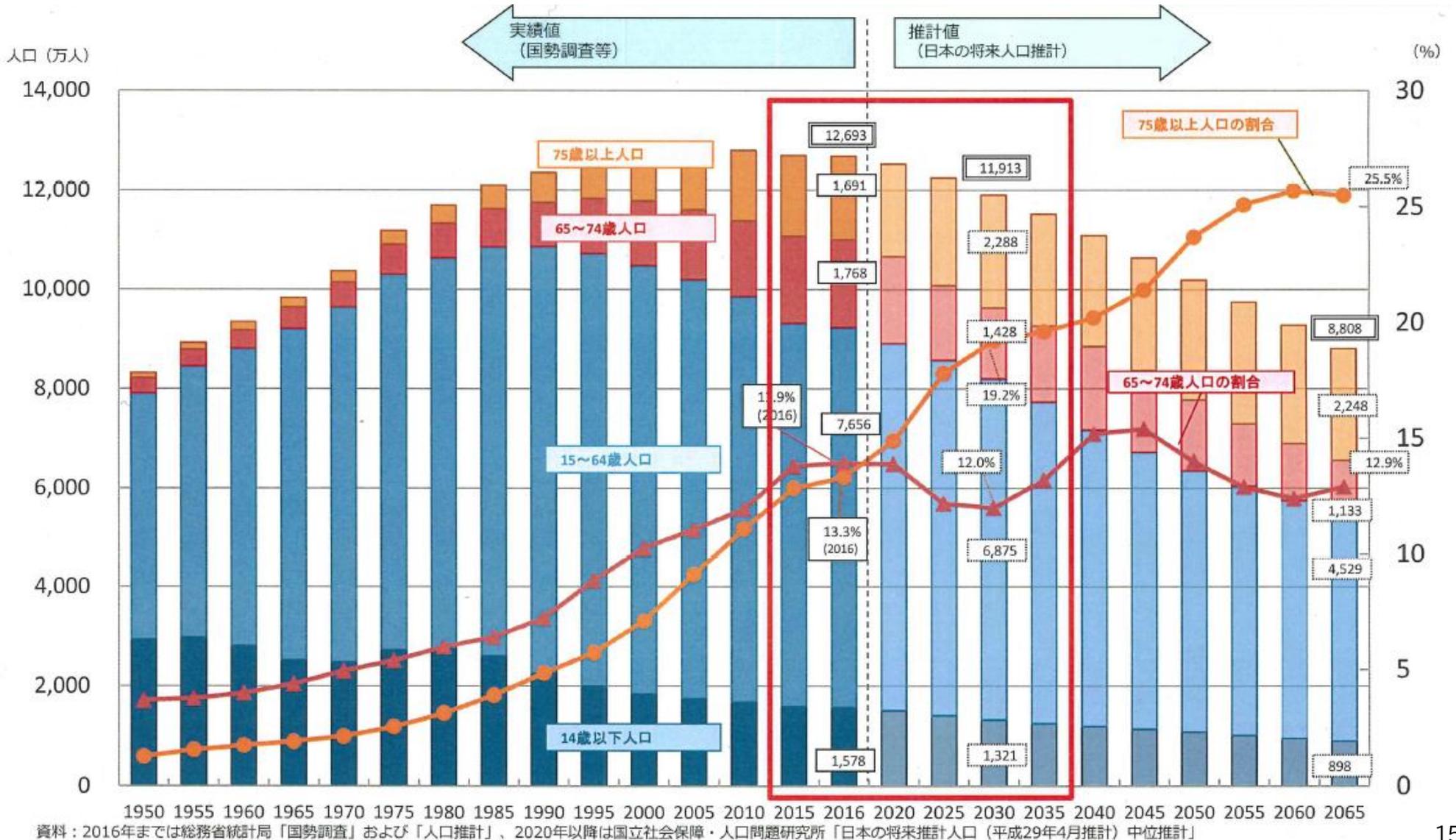


(※1) 数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したもの。  
 (※2) ▲1.31%は、2016年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。  
 (※3) 消費税率10%への引き上げに伴い2019年10月より改定。  
 (※4) R3年度より毎年薬価改定を実施。なお、R3年度の改定率は非公表(医療費▲4,300億円程度(国費▲1,000億円程度)の抑制との削減額のみ公表されている)。

# 総人口の推移

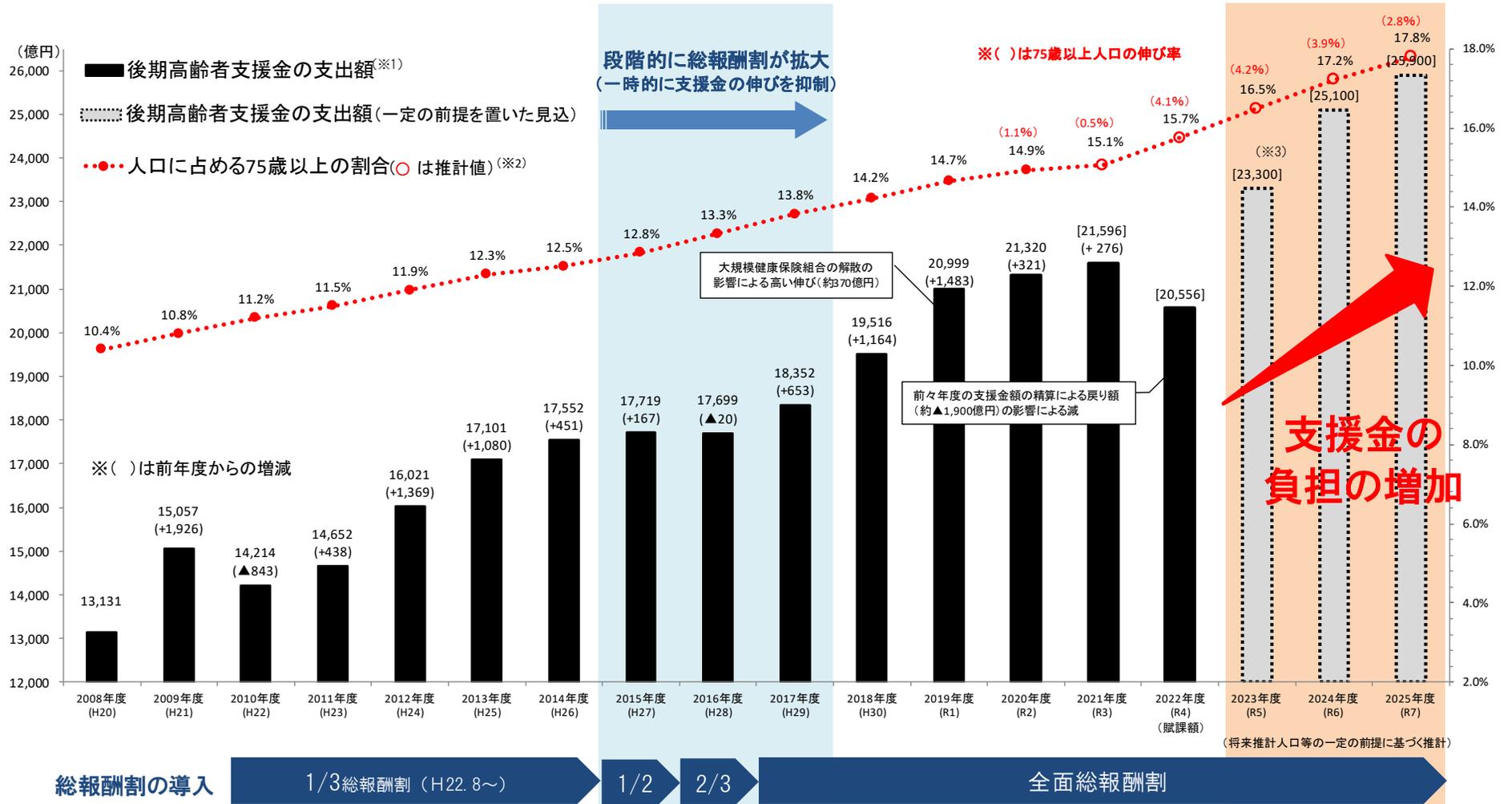
令和4年8月25日  
第96回社会保障審議会介護保険部会  
参考資料1(抜粋)

今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していくことが想定される。



# 協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、2022年以降は団塊の世代が75歳以上に達し始めるため、今後、大幅な増加が見込まれている。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。

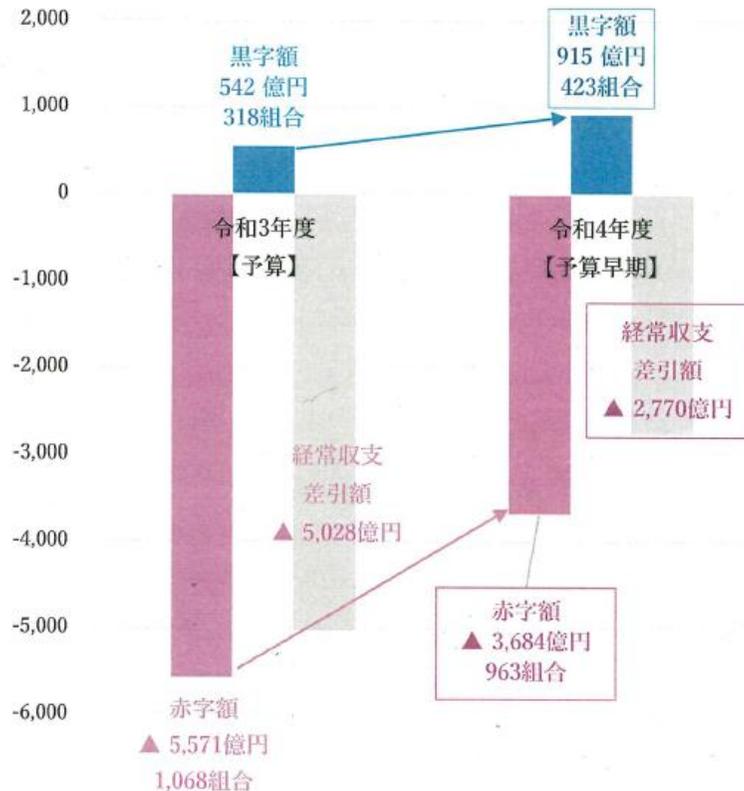
(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、2020年度以前の実績は「高齢社会白書」（内閣府）、2021年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計）による。

(※3) 2023年度以降の推計値は、百億円まるめ記載している。

## 令和4年度【予算】黒字423組合／赤字963組合の経常収支差引額

- 赤字組合は、前年度予算に比べ105組合減少して963組合（構成比：69.5%）となり、赤字総額は1,887億円減の▲3,684億円となる見通しとなっている。
- 一方、黒字組合は、105組合増加して423組合（構成比：30.5%）となり、黒字総額は372億円増の915億円となっている。

経常収支差引額（赤字組合・黒字組合）の状況

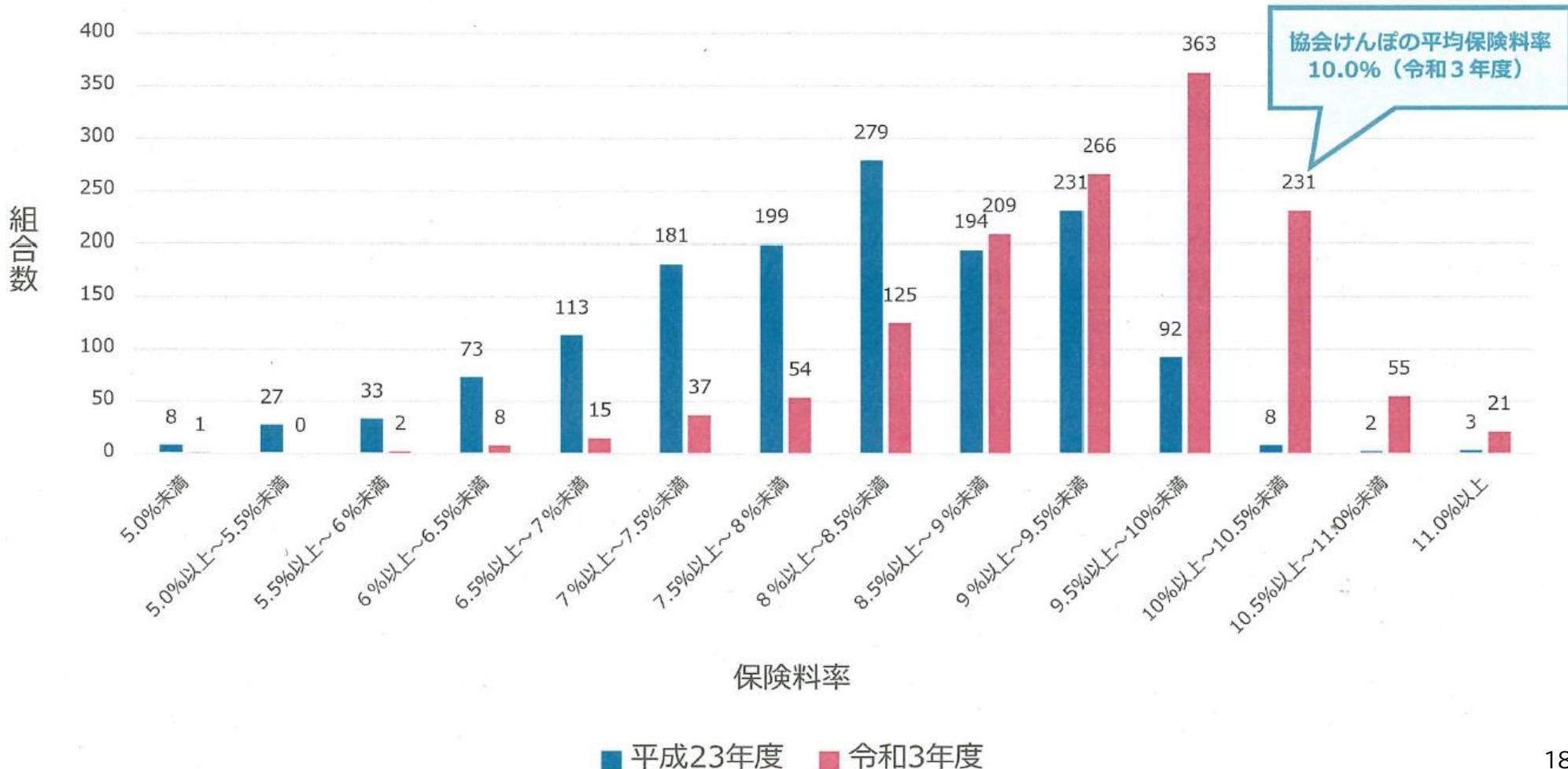


	令和4年度予算 (早期集計)	令和3年度予算	対前年度差
経常収入 (①)	8兆3,869億円	8兆1,215億円	2,653億円
経常支出 (②)	8兆2,723億円	8兆6,244億円	394億円
経常収支差 (①-②)	▲2,770億円	▲5,028億円	2,259億円
<b>経常収支差【赤字】</b>			
赤字総額	▲3,684億円	▲5,571億円	1,887億円
赤字組合数	963組合	1,068組合	▲105組合
赤字組合の割合	69.5%	77.0%	▲7.5p
<b>経常収支差【黒字】</b>			
黒字総額	915億円	542億円	372億円
黒字組合数	423組合	318組合	105組合
黒字組合の割合	30.5%	22.9%	7.6p

注) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 健康保険組合の保険料率の分布

- 健保組合の平均保険料率は、平成23年度は8.0%、令和3年度は9.2%となっており（+1.2ポイント）、全体的に上昇している。
- 協会けんぽの平均保険料率以上（平成23年度は9.50%以上、令和3年度は10.00%以上）の健保組合は、平成23年度は105組合（7%）、令和3年度は307組合（22%）となっている。



# 医療技術の高度化に伴う高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載

- 近年、医療技術の高度化に伴い、高額な医薬品や再生医療等製品が薬価収載されている。(下表参照)
- これらの多くは、対象疾患が希少がんや難病など患者数が限定的であるが、オプジーボのように、効能・効果の追加により対象疾患が拡大し、医療費(薬剤費)に与えるインパクトが非常に大きくなる場合がある。

## 近年薬価収載された高額な医薬品や再生医療等製品の例

(以下の表は中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成)

医薬品名	保険収載年月	効能・効果	費用 (薬価収載時)	ピーク時 予測患者数 (薬価収載時)	ピーク時 予測販売金額 (薬価収載時) (※3)
オプジーボ点滴静注	2014年9月	非小細胞肺癌等 (収載後、対象疾患が拡大)	約3,500万円(※1) (体重60kgで1年間の場合)	470人 (2021年度新規処方患者数 (推計): 約28,000人)(※2)	31億円 (2021年度販売金額: 1,124億円)(※2)
ステミラック注	2019年2月	外傷性脊髄損傷	約1,500万円(1回分)	249人	37億円
キムリア点滴静注	2019年5月	B細胞性急性リンパ芽 球性白血病等	約3,350万円 (1患者当たり)	216人	72億円
レブコビ筋注	2019年5月	アデノシンデアミ ナーゼ欠損症	約2億2,000万円 (体重60kgで1年間の場合)	8人	9.7億円
ゾルゲンスマ点滴静注	2020年5月	脊髄性筋萎縮症	約1億6,700万円	25人	42億円
ダラキューロ配合皮下注	2021年5月	多発性骨髄腫等 (収載後、対象疾患が拡大)	約43万円	69,000人	370億円
ウィフガート点滴静注	2022年4月	全身型重症筋無力症	約42万円	25,000人	377億円

(※1) 累次の薬価改定により、薬価収載時と比べ、価格が約78.7%引き下げられた。(100mg/10mL 1瓶の価格: 薬価収載時=729,849円、2022年4月時点=155,072円)

(※2) 小野薬品工業株式会社の2022年3月期決算資料に基づき作成。

(※3) 薬価収載時の算定薬価に基づく予測である。

令和2年5月13日  
健康保険組合連合会との  
共同発表コメント

令和2年5月13日

### 「高額医薬品の保険収載」にあたり

健康保険組合連合会  
全国健康保険協会

本日の中央社会保険医療協議会において、希少疾患・難病治療薬である「ソルゲンス」の保険適用が承認された。

この「ソルゲンス」は、国内で価格が1億円を超えた初の超高額医薬品として注目を集めているが、1回の投与で高い効果が期待されているため患者にとっては保険適用を待ち望んでいた新薬であり、このような新薬については、費用対効果も考慮しながら適正な価格での速やかな保険適用を通じて、患者への適切な医療を確保することが何よりも重要である。

個人で負担しきれないリスクを確実にカバーしていくことは共助の仕組みである公的医療保険制度の責務である。現在、国難とも言える新型コロナウイルス感染症の治療に向けて、新薬の研究開発や既存治療薬の活用に向けた臨床試験が進んでいるが、国民の生命を守るためには、こうした医薬品についても有効性・安全性を確認した上で、速やかに公的医療保険でカバーすべきである。

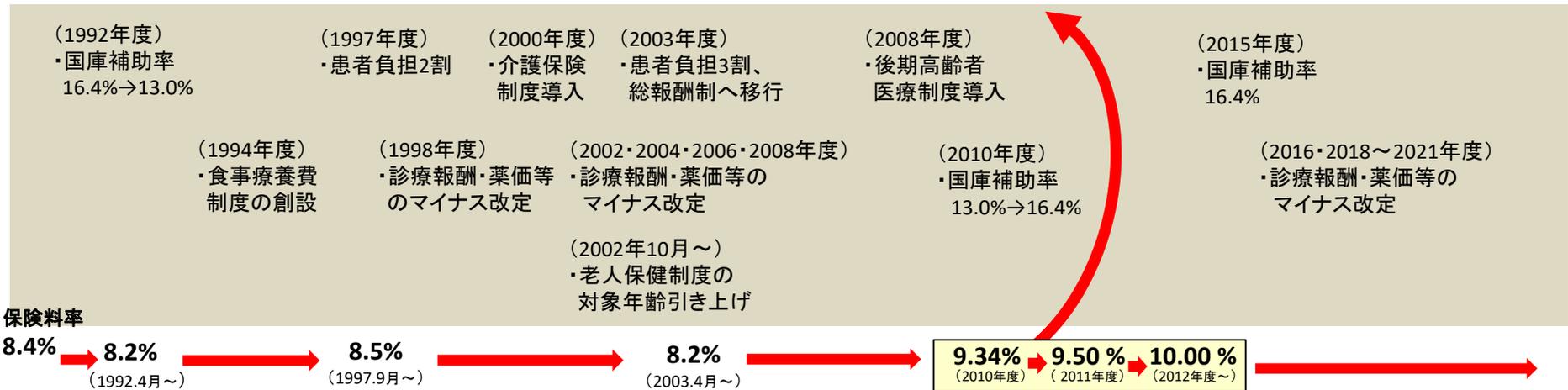
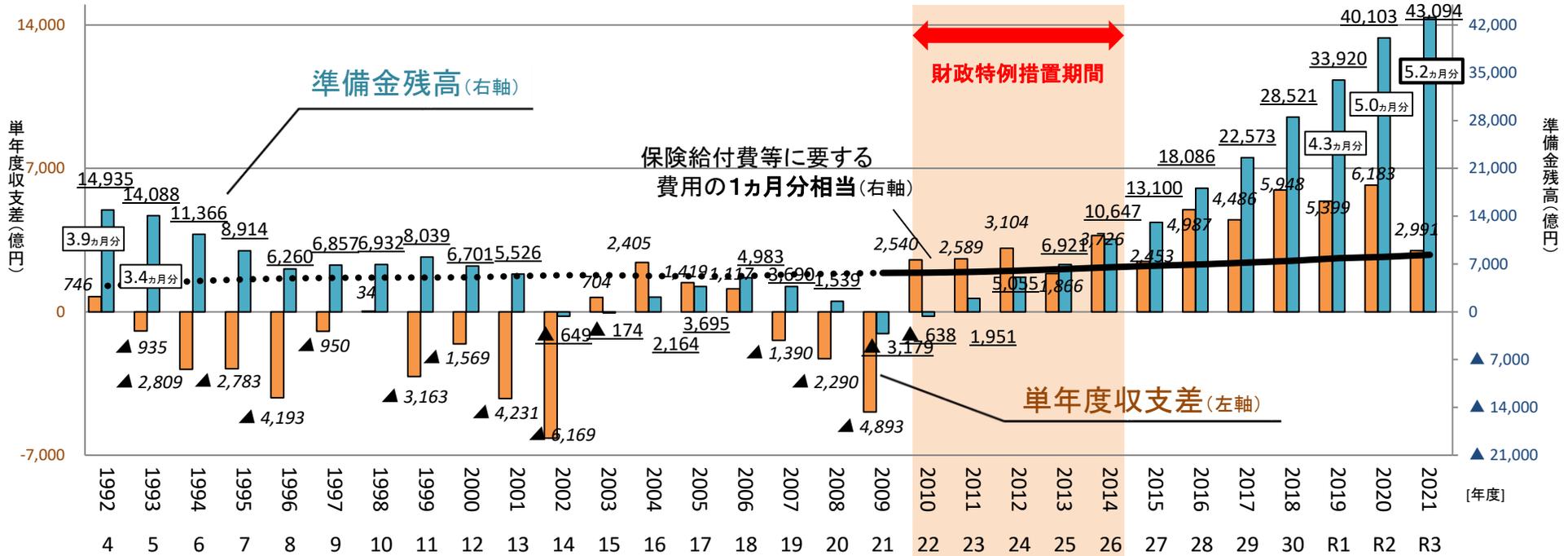
国民皆保険制度の存在は、今回のような不測の事態においても医療を支え、国民の生命を守ってきた。しかし、2022年以降、人口減少・高齢化等により医療保険財政がより危機的な状況に直面し、さらに革新的で高額な新薬の保険適用が今後も見込まれている。

医療の質向上につながる新薬を保険適用しながら国民皆保険制度を維持していくためには、既存医薬品に係る公的医療保険の給付範囲について、除外も含めて改めて見直しを検討することが喫緊の課題であり、まずは関係審議会において諸外国の事例も参考にしながら、保険診療下で相対的に必要度が低下した市販品類似薬の除外・償還率変更に向けた検討を早急に着手すべきである。

薬剤自己負担の引き上げなどの医療保険制度改革については、骨太の方針2019や全世界代型社会保障検討会議中間報告等を踏まえ、社会保障審議会医療保険部会において検討を行い、今夏に議論のとりまとめが行われる予定である。新型コロナウイルス感染症は未だ収束に至っておらず、その対応は最優先されるべきだが、「2022年危機」に向けて、医療資源の有効利用促進の観点から薬剤自己負担の引き上げを含めた保険給付範囲のあり方について、着実に議論を前進させるべきである。

以上

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

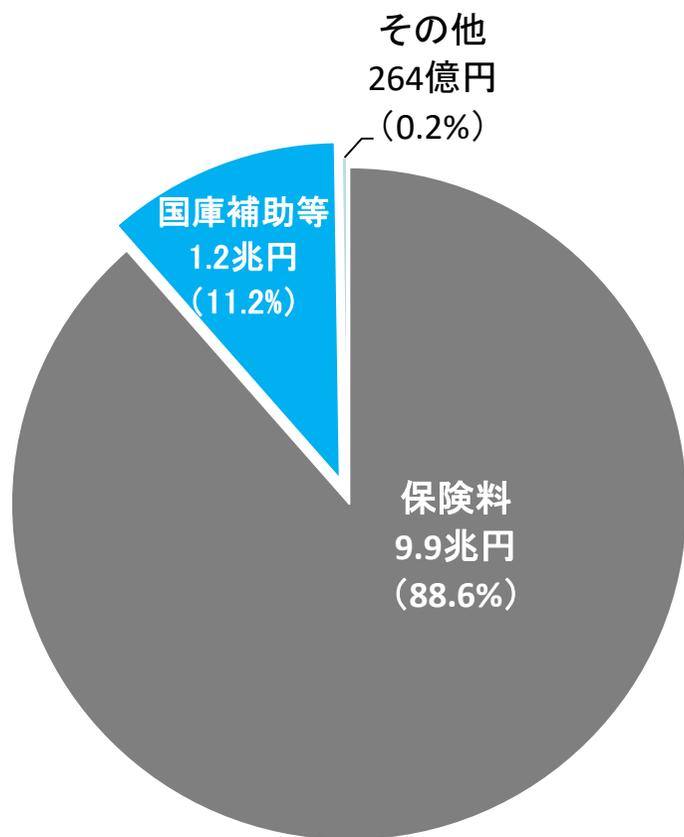


(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。  
 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が当分の間16.4%と規定され、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する21国庫特例減額措置が設けられた。

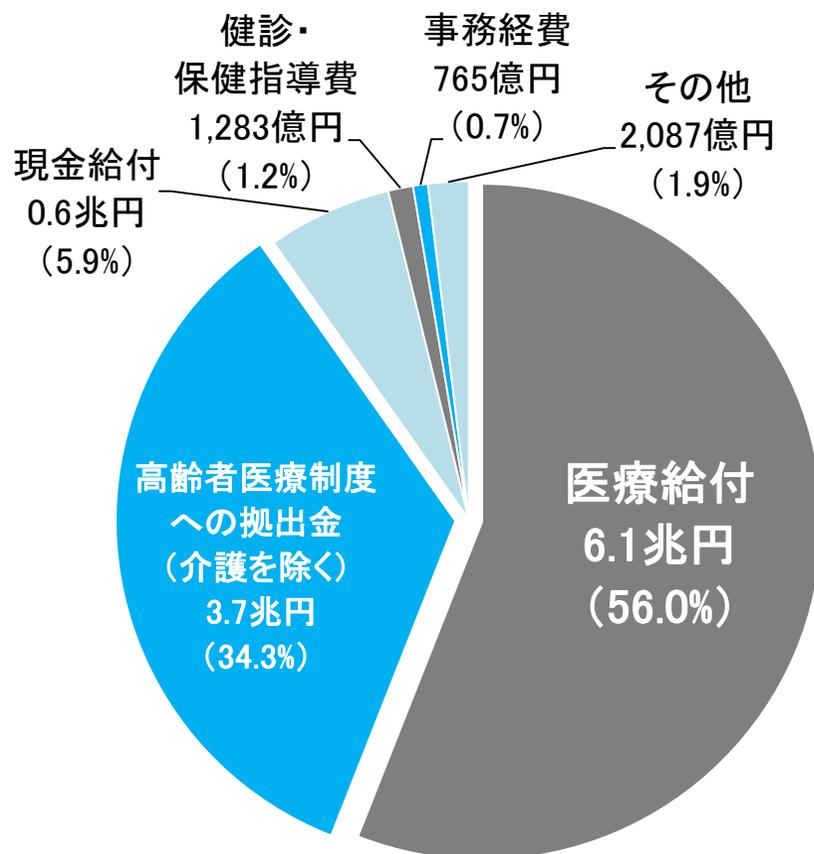
# 協会けんぽの財政構造(令和3年度決算)

○ 協会けんぽ全体の支出は約10.8兆円だが、その約3分の1、約3.7兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

## 収入 11兆1,280億円



## 支出 10兆8,289億円



## 第89回全国健康保険協会運営委員会（平成29年12月19日）

### 理事長発言要旨

- 平成30年度保険料率については、本委員会において9月以降4回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただきました。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーラネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえ、計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

## 第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）

## 理事長発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがよいというご意見と、10%維持はよいが、今このように形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないとのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げしてほしいのご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そしてどのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきっちりとお話をさせていただきながら、本日、森委員と埴岡委員からもお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということを考える必要があります。
- 私どもとしては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としているような数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうというような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする必要があると思っています。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきたい。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話をさせていただきたいと考えております。

## 第 118 回全国健康保険協会運営委員会（令和 4 年 9 月 14 日）

### 理事長発言要旨

- 本日、運営委員の皆様より、私が平成 29 年 12 月の運営委員会において、「平均保険料率について、中長期で考えer」と申し上げたことについての現状認識に関する質問をいただいたので、私の認識を申し上げます。まず、当時平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていないかと思っています。
- 今回提示させていただいた今後の財政収支見通しの試算では、平均保険料率 10%を維持した場合であっても、数年後には単年度収支が赤字に転落する。2025 年には、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者になり、後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれ、また、2040 年には 65 歳以上の高齢者人口が最も多くなり、今後我々の負担する医療費は確実に増えていく。
- 一方で、現在の平均保険料率 10%は、保険料をお支払いいただいている事業主及び被保険者の皆様の負担の限界水準であると認識しており、できる限りこの負担の限界水準を超えないように努力することが必要だと考えている。
- また、保有する準備金の水準については、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症と同様、もしくはそれ以上の影響がある感染症が今後発生しないとは言えず、現在保有している約 4 兆 3,000 億円の準備金が本当に十分な水準であるかどうかは一概には言えないと考えている。大きな金額ではあるが、仮に 4,000 万人の加入者に一人当たり 10 万円分の医療費がかかったとしたら、すぐに吹き飛んでしまう金額でもある。
- 私としては、制度の持続可能性の確保を図り、効率的かつ質の高い医療を実現するよう国に対して働きかけていくこと、事業主及び加入者の皆様と協力しながら、保健事業に一層力を入れていくことによって、加入者の皆様が健康的な生活を送ることができるようにしていきたい。その結果、一人当たり医療費が増えないようになれば、できる限り長く、平均保険料率 10%を超えないようにすることができる。65 歳以上の高齢者人口が最も多くなる 2040 年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率 10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考えer」ことに関する現状認識である。